

重 要 事 項 説 明 書

京 北 商 工 会

指定訪問介護事業所 指定介護予防訪問介護事業所

ホームヘルパーステーションさくら

4 職員の配置状況

職員配置については下記のとおりとします。

区 分	常 勤	非 常 勤
1 管理者	1 名（兼）	
2 サービス提供責任者	2 名（兼）	
3 ホームヘルパー		9 名（兼）
（１）介護福祉士	2 名（兼）	6 名（兼）
（２）准看護師		1 名（兼）
（３）訪問介護養成研修 2 級 （ヘルパー 2 級）課程修了者		2 名（兼）

5 サービスの概要

サービス方法、及び内容は下記の通りです。

- （１）身体介護・・・入浴・排泄・食事等の介助
- （２）生活援助・・・調理・洗濯・掃除等の援助
- （３）日常生活における相談・助言等

6 利用料

利用料その他の費用は、下記の通りとします。

- （１）利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法廷代理受領サービスである時は、利用者負担割合に基づき相当分の金額とする。
（下記のとおり）
- （２）その他、費用の徴収が生じる場合は職員が説明します。
- （３）利用者負担額の支払方法
 - ア 窓口での現金支払
 - イ 指定口座への振込
 - ウ 口座振替による納付（ＪＡ京都京北支店）

◎訪問介護

〈身体介護〉

（１回につき）単価（円）

サービス種別	時間区分	利用単価	1 割負担	2 割負担	3 割負担
身体介護 1	3 0 分 未 満	3, 5 5 2	3 5 6	7 1 1	1, 0 6 6
身体介護 2	30 分以上 60 分未満	5, 6 2 8	5 6 3	1, 1 2 6	1, 6 8 9
身体介護 3	60 分以上 90 分未満	8, 2 4 9	8 2 5	1, 6 5 0	2, 4 7 5

◎事業実施指定地域外加算

京北地域、小野・大森地域外は、交通費として利用料金に別途500円／回を加算させていただきます。

7 留意事項

利用者または、そのご家族様は次のこととお守り下さい。

- (1) 初めてサービスを利用申し込みされる方は、介護保険被保険者証を提示してください。
- (2) 初めての利用者は、利用者の健康状態について「かかりつけ医」の診断書の提示または身体状況の照会を行うことがあります。
- (3) 利用者は、サービス提供責任者とよく話し合っ、サービスの内容を決めて下さい。
- (4) 利用者は、自立した日常生活ができるように心身の機能の維持、向上の為に努めてください。
- (5) 利用者は、被保険者証に変更がある場合や、届け出の住所等に変更が生じた場合は申し出て下さい。
- (6) 指定訪問介護サービスの提供は利用者に限られ、家族等への提供はできません。
- (7) 指定訪問介護サービスの利用のキャンセルは、サービス実施日の24時間前までに申し出て下さい。24時間前までに申し出のない場合は、当日キャンセル料として840円申し受けます。(但し、介護予防・日常生活支援総合事業サービス利用者を除く。)

8 サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出下さい。なお、サービス提供ごとの記録は、サービス終了日より5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)

9 秘密保持

事業所の従業者、または従業者でなくなった後についても、サービス提供等について知り得た利用者並びにその家族の秘密については、厳格に取り扱い秘密厳守します。

なお、サービス担当者会議等において情報提供を行う場合がありますので、その旨ご了解下さい。(この場合の情報提供は、同意を得られた範囲内とします。)

10 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打合せによりご家族・主治医・居宅介護支援事業者等へ連絡を行います。

重要事項説明書の同意書

事業所「ホームヘルプステーションさくら」のご利用にあたり、利用者に対して、契約書及び重要事項説明書について説明致しました。

説明年月日 令和 年 月 日

説明者氏名 印

私は、契約書及び重要事項説明書について説明を受け、その内容を了承し、利用料等の費用の支払い、並びに利用者及び家族の情報について開示することに同意します。

<利用者本人>

住 所 _____

氏名 (印)

<代筆者 氏名 (続柄) >

<代理人>

住所 _____

氏名 印

「重要事項説明書の同意書」に双方が署名・捺印し、各自が「重要事項説明書」を保持します。